

第 1 回（仮称）加古川市手話言語及び障がい者コミュニケーション促進 条例検討委員会

（会議概要）

1 条例制定の趣旨、考え方

- ・共生社会を実現するためには、障害の有無に関係なく、互いをより理解し合うことが重要である。
- ・相互理解を深めるためには、手話を含む言語やその他の手段によって、相互のコミュニケーションが円滑に行われる必要がある。
- ・コミュニケーションのための手段の中でも、特に、手話は、日本語とは別の言語体系を持つ言語であり、かつ、改正障害者基本法において手話が言語であることが明確に定められたように、手話はろう者にとって自分らしく生きていくうえで必要な言語であり、かつ、コミュニケーションの手段であることを、しっかりと認識する必要がある。
- ・手話以外の文字の表示、点字、音声、触覚など、障害特性や障がい者の多様なニーズに応じたコミュニケーション手段についても、それらの選択と利用の機会が十分に確保されなければならない。
- ・この条例は、障害者差別解消法に規定されている「合理的配慮の提供」におけるコミュニケーション支援の分野の総合的な指針として位置づけるものであり、手話が言語であることを含め、障がい者のコミュニケーション手段を促進するための諸施策についての考え方を整理し目指すべき方向を定めるものである。

2 各委員の意見

(1) 手話言語について（水田委員、嘉田オブザーバー）

①ろう者と手話の関係について

- ・手話の使用を禁じられていた。（1880年ミラノ会議においてろう教育を口話法中心で行うことが決議され、世界的に広まった。）ろうの子どもたちにと

って手話での教育は大切だけれども、それが難しくなった。

- ・ろう者は盲者よりも低いというような考え方や、聴覚障がい者に対して差別、偏見を持っている人が多く、家庭、職場などいろいろな環境で、差別を受けいじめられ、ろう者の人権が奪われてきた（認められなかった）。
- ・ろう者は他者とコミュニケーションをとることが困難であり、情報が入ってこない。
- ・盲ろう者に対する教育は、京都盲啞院で始まったが、今のようなきっちりとした教育はされていなかった。
- ・日本語は、国語という授業の中で身につけることができ、いつでもどこでも話が通じ合えるが、手話は同じ言語であるのに未だに学ぶことができない。
- ・ろう者にとって手話は大切であり、ろう者のコミュニティの中で守られ続けてきた。

②ろうあ活動により変わってきたこと

- ・薬剤師、医師などの国家資格を取得できるようになった。
- ・自動車運転免許を取得できるようになった。
- ・手話への理解を求め続け、障害者権利条約や障害者基本法等で、手話は言語であることが認められた。

③ろう者と他の者のコミュニケーションについて

- ・バスの運転手が、手話で「ありがとう」と言ってくれた。
- ・飛行機の機内で、外国の方が、身振りでコミュニケーションを図ってくれた。
- ・海外では、聴覚障がい者同士手話が分からなくても、身振りで意思を伝え合うことができる。
- ・日本国内においては、標準手話は存在するものの、各地域では方言手話が根付いており、表現方法は様々である。
- ・口話によるコミュニケーションには限界がある。（たまごとたばこの買い間違いを例に。）
- ・ろう者のコミュニケーションに手話は必須であるが、家族や周囲がそれを理解する必要がある。

(2) コミュニケーションの状況等について

① 中途失聴者・難聴者とコミュニケーション（協本委員）

- ・人々の理解として、「聴覚障がい者＝ろうあ者＝手話」であり、難聴者の存在が認識されていない。
- ・加古川市内においても、聴覚障がい者の大多数が難聴者であるという現状がある。統計的には、10人に1人が難聴者であるとされている。
- ・加古川市中途失聴者・難聴者協会を結成した際に、会員から言われたのは、「今まで居場所がなかった。」ことである。
- ・職場や家庭で難聴者の存在がなかなか理解してもらえず、「しゃべれるけれども聞こえない」ことがハンデとなっている。聴覚障害が原因で、できていた仕事ができない、電話もできない、娘（家族）の言っていることが分からないというのは、致命的であり、その中でずっと苦しんでいる。
- ・「要約筆記」が一般に認知されていない。

② 視覚障がい者とコミュニケーション（山本委員）

- ・点字新聞発刊を期に、点字が視覚障がい者の文字として広がった。
- ・点字タイプライター、パソコンと点字プリンター導入により、点字の大量印刷が可能となっている。
- ・点字を読むことが困難な視覚障がい者に対しては、家庭用テープレコーダーの普及、カセットテープレコーダー、デイジー形式の録音物へと変遷し、点字図書に近い編集録音図書が普及している。
- ・点訳図書も録音図書も視覚障がい者には欠かせないものとなっている。
- ・視覚障害とは「見ること、書くこと、行動すること」に障害がある。要約すると、情報のインプット、アウトプットの障害である。
- ・情報のインプット、アウトプットの障害を補うには、視覚障害教育の進展と、すべての視覚障がい者に対しての日常生活の訓練（点字、拡大文字の読解訓練、録音図書再生機器、パソコンの操作訓練）が必要となる。

- ・視覚障がい者が日常生活の訓練を行う際には、説明書が見えづらいあるいは見えない、図面が読みにくい、動画の提供では理解しにくいなど、たくさんのバリアーが存在する。
- ・針、灸の仕事にも就きづらい時代がきている。

③知的障がい者とコミュニケーション（澤田委員）

- ・知的障がい者であっても、コミュニケーションの方法は一人ひとり違う。
- ・加古川市手をつなぐ育成会に属する軽度の知的障がい者であれば、自分の意思を、写真、ひらがな表記、漢字にルビを振ることで、表現することができ、今では『絆組通信』という新聞を発行できるまでになっている。
- ・知的障がい者にとって大事なことは、支援者が必要だということである。
- ・知的障がい者の支援者は、その親であり、ガイドヘルパーやボランティアにまでは広がっていない。
- ・中度の知的障がい者は、文字への理解は多少あり、親と一緒にあれば、話せたり、ひらがな表記で本人が理解することができる。
- ・重度の知的障がい者は、自分の意思を言葉にすることができないが、「マカトンサイン」や写真などを利用して分かりやすく伝える工夫が必要である。

④ろう者と支援者との関わりについて（川添委員）

- ・市内には2つの手話サークルがある。主に昼の活動を行ういいともと夜に活動を行うしゅわっちである。手話サークルでは、聞こえない方々と交流する機会を持っている。
- ・聞こえない方といってもその違いは千差万別で、聞こえの様子も日本語の理解も、手話の特徴も違う。
- ・手話を知らない人、聞こえない人を知らない人は、全部ひっくるめて「聞こえない人」と思い込んでいる。

⑤中途失聴者・難聴者と支援者との関わりについて（永井委員）

- ・聴覚障がい者の中でも、中途失聴者や難聴者の耳の代わりになって、会議などの場でスクリーンに映したり、聴覚障がい者の手元で書いて話の内容を伝えるのが要約筆記活動である。
- ・中途失聴者、難聴者はいまだに見えない障害と言われており、理解されていない部分がたくさんある。

⑥視覚障がい者と支援者との関わりについて（船越委員）

- ・点字は、視覚障がい者の文字であり、点訳者として視覚障がい者に点字で情報提供を行っている。
- ・視覚障がい者のコミュニケーションに点字は必要であり、その面においてしっかりと意見を出していきたい。

⑦視覚障がい者と支援者との関わりについて（橋委員）

- ・朗読に関して、市内に5つの朗読グループがあり、それぞれのグループが視覚障がい者に必要だと思われる情報を録音して毎月届けている。それに対して、視覚障がい者からの要望も受けており、それに応えられるように朗読ボランティアをしている。
- ・機会があるごとに視覚障がい者と交流を持って、どう接すればいいか勉強している。
- ・朗読ボランティア養成講座を開催しているが、修了したあと実際にボランティア活動をする方は数名である。ボランティアサークルも高齢化しており、朗読者もだんだん少なくなってくるのではと危惧している。

3 条例に関する意見

(1) 条例の内容に関する意見

- ・加古川市としては、検討委員、行政職員も含め、手話が言語であることをきちんと認め、市民に理解を広めていくことが大切である。
- ・手話も日本語と同じように、「手話を獲得する、手話で学ぶ、手話を学ぶ、手

話を使う、手話を守る」ことを確立していくことが大切である。

- ・コミュニケーションの中で、要約筆記、点字、音訳など障がい者が自分なりのコミュニケーション方法で、情報を取り入れコミュニケーションができるということを条例の中に取り入れていければいい。
- ・高齢化により難聴者がさらに増加したときに、行政がどう配慮するのかを考えておかなければならない。
- ・条例にはある程度標準化というものが必要ではあるが、聴覚障害の内容、程度は人によって千差万別で多様性があることを踏まえて作っていくことが必要である。

(2) 条例の制定による施策に関する意見

- ・加古川市民が少しでも手話でコミュニケーションができればいいと心から思う。
- ・採用面接で、ろう者は電話応対ができないことを理由に就職を断られるなど不当な取り扱いをされることがある。健聴者側からの変革も必要だと思う。
- ・健聴者同士の会話の内容を、何を話しているのかとろう者が歯がゆく思わない社会になればいいと思う。
- ・ろうあ者が十人十色で、聞こえの状況もコミュニケーションの手段も違う。他の障がい者も同じである。一人ひとり状況が違う。それに合ったコミュニケーションの施策を考えていくことが大切である。
- ・難聴者の存在、要約筆記の存在をPRしてほしい。
- ・視覚障がい者に対して、すべての公的情報を点字、録音、拡大文字で提供してほしい。
- ・市ホームページでの掲載も音声読上ソフトで簡単に読み上げることのできるテキストデータでの提供をしてほしい。
- ・コミュニケーション支援ボードや写真など、コミュニケーションに役立つものを、知的障がい者個々に応じて準備し活用してほしい。
- ・災害時の避難所においても、コミュニケーション支援ボードや写真など分かりやすいもので、知的障がい者に伝える手段を用意してほしい。

- ・親以外の支援者やコミュニケーションツールを増やしてほしい。
- ・聴覚障がい者といっても、ろう者、難聴者、中途失聴者がおり、視覚障がい者、知的障がい者、聴覚障害に他の障害が重複している方もいる。聞こえない人には手話を使えばいいといったように単純に考えるのではなく、写真、実物、文字などいろんな方法を使ってコミュニケーションを図れる必要がある。
- ・条例によって、学校での福祉学習や加古川市の中で手話通訳が使われる場面が増えることで、それを目にした人たちが聴覚障がい者に対する理解を深め、偏見や誤解が少しでも解消されていけばいい。
- ・手話通訳場面は増えるが、手話通訳者が足りないからといって、ボランティアサークルに手話通訳を依頼するという考え方はおかしい。手話通訳者が足りなければ、手話通訳者を増やすようにしなければならない。
- ・中途失聴者や難聴者が自立できるような補助や、コミュニケーション条例によって、みなさんが自立して前向きに生活ができるような社会になればと思う。
- ・ボランティア活動を行う者を増やせるよう、見えないことの大変さをわかっていただいて、その観点から施策を見つめなおしてほしい。